平成２９年（フ）第７６号
愛媛県西条市丹原町丹原80番地４
破産者　株式会社渡部縫製
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第７７号
愛媛県西条市丹原町丹原80番地４
破産者　有限会社エム・ケイツー
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第７８号
愛媛県西条市丹原町丹原80番地４
破産者　合同会社ＭＯＮＡ
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第７４７号
仙台市宮城野区岩切字観音前25
破産者　株式会社ガレージケイ
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２７２号
埼玉県三郷市彦成５丁目235番地１
破産者　東京もち株式会社
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３０１号
埼玉県三郷市彦成４丁目４番22―203号、開始決定時の住所埼玉県三郷市早稲田１丁目３番地12
破産者　亡吉川昌利相続財産
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
埼玉県春日部市東中野1573番地５
破産者　有限会社菊池建設
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２１７７号
大阪市浪速区元町１丁目13番７号
破産者　イズミ電子株式会社
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７号
新潟県妙高市白山町２丁目２番21号
破産者　株式会社松井組
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所高田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１２７３号
福岡市南区清水２丁目７番７―401号
破産者　松村　崇志
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２３０号
福岡市西区野方５丁目16番６号
破産者　今村　順子
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４７０号
福岡県古賀市小竹953番地５
破産者　重松　伸二
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４７１号
福岡県古賀市小竹953番地５
破産者　重松さゆみ
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２７号
静岡県田方郡函南町平井1690―37　フローレンス南箱根　内、住民票上の住所静岡県田方郡函南町塚本185番地の１　シャルマンコーポ塚本703　（前住所）東京都港区赤坂８丁目３番３―210号
破産者　佐藤　一崇
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第７７号
新潟県三条市新光町15番２号
破産者　久保　健介
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第８９号
福岡市東区名島１丁目20番１号
破産者　光安　　進
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６１４号
札幌市白石区本通17丁目北17番21―405号、開始決定時の住所札幌市清田区里塚緑ケ丘10丁目１番27号
破産者　福地　　博
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６１４号
仙台市太白区茂庭台３丁目15番33号、開始決定時の住所宮城県名取市那智が丘３丁目１番地の２
破産者　井上　信行
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３３８号
山梨県笛吹市八代町北2352番地、前住所山梨県笛吹市石和町井戸67番地２
破産者　岡本　正輝
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係